

安芸市清浄苑運転管理業務委託業者選定プロポーザル審査要領

安芸市清浄苑運転管理業務委託業者選定プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「安芸市清浄苑運転管理業務委託業者選定プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

別紙審査項目のとおりとする。

3 審査委員会

参加者から提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

令和8年1月20日(火)(予定) 場所：安芸市役所 大会議室

(2) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの時間は、1者につき20分以内とする。
- イ それぞれのプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分間程度設ける。
- ウ 正式な日時、場所及び個別の開始予定時刻は、別途通知する。

(3) その他

- ア プレゼンテーションの必要機材のうち、大型ディスプレイ以外は各参加者が持参すること。
- イ 審査委員会当日に、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準に基づいて審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査点数を合計し、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査委員の各評価項目を合計した評価点が、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。
第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。
- (5) 参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準(審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること)を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- (6) 審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

別紙 審査項目

①提案内容及びプレゼンテーションについては、企画提案内容（企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング内容）をもとに、審査委員が採点した得点の合計点とする。

②見積書及び内訳書については、提出された見積書及び内訳書をもとに、次の算定式に基づき、事務局において採点する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点（10点）} \times \text{全体の最低提案額} \div \text{当該提案額}$$

※小数点以下の端数が生じた場合は、少数点以下を四捨五入する。

審査基準

100点満点

審査項目区分	審査項目	評価の視点	配点
組織評価	経営規模	・資金力（資本金）等	10点
	実施方針	・業務の理解度、実施するにあたっての基本方針	10点
	実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制か。	10点
提案内容評価	運転管理	・安全衛生管理の取り組みについて ・運転管理業務（水処理施設、コンポスト設備及び焼却設備の運転）に関する提案の妥当性 ・水質等分析（放流水の適正水質基準の遵守等）に関する提案の妥当性	30点
	日常的な施設設備の保守及び点検業務	・設備の点検、調整、保守業務に関する提案の妥当性 ・修繕・作業計画に関する提案の妥当性	15点
	その他	・緊急時の体制、対応について、清浄苑が老朽化していることを踏まえた提案となっているか ・清掃業務、地元業者との対応に関する提案の妥当性	15点
	経済性	・委託限度額以内であるか。妥当な提案価格か。	10点